

近代アメリカ火災保険史

— 二大表定料率表の成立と発展 —

永 吉 基 治

目 次

1. 序 論
2. 種類別料率 (class rates) と表定料率 (schedule rates) の特異性
3. ムーア表 (Moore Schedule) の成立とその特質
4. ディーン表 (Dean Schedule) の成立とその特質
5. 火災保険料率に関する規制と料率算定協会の発展
6. 結 論

1. 序 論

火災危険を決定する要因は、きわめて多様性を富む。また技術進歩に伴い、新種の 巨大危険が発生するという具合に歴史的にも一定の傾向性を把握することは困難である。

ところで、この火災危険の要因は大別して実体的危険 (physical hazard) と道徳的危険 (moral hazard) とに分類される。前者には所在地の気象条件や建築物の物質的・構造的要因および使用目的、環境等これを構成する要因は多岐にわたる¹⁾。また後者にも過失に起因する精神的危険 (moral hazard) と故意、悪意による風紀危険 (morale hazard) とに分類できるが、火災危険の中心となるのは実体的危険である。この多様な実体的危険が、現実には道徳的危険とも関連し合い、火災危険はきわめて複雑な様相を呈している。しかしながら、このうち実体的危険については、その大部分が物質的・物理的要因により構成されており、理論上、分析可能と考えてよい。

しかし、火災危険の研究が未だ幼稚な時代には、この分析はほとんどなされていなかった²⁾。分析の目的は、適正で公平な火災保険料率の算定が中心課題となる。つまり、「保険料相当の原則」と「保険契約者間の危険負担の公平」とを通じて、保険事業は、はじめて近代経済社会の中で一定の地位を得たと言える。

しかしながら、適正で公平な料率算定は容易なものではない。「火災保険料率における問題は、(1)異なる時間、(2)異なる地域、(3)異なる種類の危険、(4)異なる個人危険に関して、公平な料率を作成することである³⁾。」と言われる。しかし、自然界の事象は、時間、地域において、それぞれ異なり、火災についての明確な傾向性を有しない。そして何よりも急激に変化しつつある近代経済社会において、物質的、ないしは技術的な側面はもちろん、将来の人為的なさまざまな危険のパターンは過去のものとは全く異なっているであろう。さらに、経済がインフレの状況にある場合、料率設定上、かなりの不確実性を認めなければならない。それゆえ、料率算定は、ある程度まで判断の問題であり、何らかの大まかな近似値に頼らざるを得ないのである。しかしながら、その根底においては、料率算定上の理論的な合理性に裏打されたものでなければならないことは言うまでもない。

ところで、年々複雑性を増す火災危険を科学的に分析する試みは、19世紀末の米国においてまず行われた。この火災危険の分析は、火災保険料率の研究の出発点となり、その後の料率論の体系化を進める基盤となった。本稿では、このような観点から、19世紀末から20世紀初期にかけて成立した二大表定料率表、すなわち、ムーア表 (Moore Schedule) およびディーン表 (Dean Schedule) について考察し、さらに同時に進展した保険規制との関連性に論及しよう。

2. 種類別料率 (class rates) と表定料率 (schedule rates) の特異性

現在、アメリカにおける火災保険料率は、大別して種類別料率 (class rates) と表定料率 (schedule rates) とに分類できる。このうち、種類別料率は、危険の要因が単純で、費用とのかね合いの点から、危険要因を細分する必要のな

い物件に適用される。たとえば、住宅、教会、アパート、農家、学校などであり、時には小規模の商店や特殊危険に適用される⁴⁾。この種の危険は、大都市においては、保険引受可能な危険物件の約80%を占め、地方ではさらに高い比率を占めると推定される。しかしながら、それらはほとんど少額の危険であり、保険料収入の25%を越えないと考えられている⁵⁾。この料率は、料率書の形でそれぞれの管轄権限を有する料率算定協会 (rating organization) により発行されている⁶⁾。

ところで、現在、保険料収入の約75%以上は表定料率表により算定されたものと推定される。これまで、表定料率表についてはムーア (Moore) 表、ディーン (Dean) 表、および E. G. Richards による E. G. R. 表などが考案されてきたが、実際には、実用上の観点から前二者のみが採用され、今日に至っている⁷⁾。すなわち、ムーア表は現在、ほぼアメリカの東部と南部を含む約25州で、またディーン表は、西部と中西部における約23州で採用されている⁸⁾。

この表定料率は、火災危険を分析し、個別に調査が行われ、基本料率 (Key Rate) および割増・割引 (charges and credits) を行うことにより定められる。そしてすべての危険が特定の表定料率表に設定されるのである。すなわち、それぞれの異なった種類の危険に対応して、表定料率が用意されている。たとえば、耐火造りの商店とそうでない商店、穀物貯蔵倉庫、材木置場、劇場、ホテル、軽工場などに対して表定料率表が作成されているわけである。

ところで、この種の危険は、全危険の約20%にすぎないが次の点で重要である。つまり金額的に多大の保険料収入を生み出すことである。さらに、その保険料は競争的な各種企業における費用の重要な部分を構成しており、それゆえ、企業関係者にとって、保険費用の研究が不可欠の要素となるのである。

ところで、表定料率の使用は、火災保険料率史上、重要な発展段階を画するものである。最も古い段階、たとえば、1810年のハートフォード火災保険会社 (Hartford Fire Insurance Company) の料率表においては、すべての危険は4階級に区分され、それぞれのグループに異なった料率が設定された⁹⁾。この段階では、危険の分類および料率が現実に適合しない場合、個人の判断が代用

された。この傾向は程度の差こそあれ、19世紀アメリカの料率算定の基本であったと言わねばならない。

それでは、表定料率はいかなる点で重要な貢献をもたらしたのか。まず、以前の各個人の主観的判断に代り、個々の危険の特徴が、相対的に、有機的に示されることとなったのである。さらに、料率における一貫性を維持することが可能となった。つまり、同一地域の危険、異なった地域の間での危険および異なった時点での危険について、それぞれ一貫性が維持されることとなった。また、表定料率によらない場合、料率算定に際して、往々にして重要な危険が看過されがちであったが、この欠陥が除去された。さらに、この方式によって保険契約者は、当該危険のどの要因により、どれだけ料率が上下するかを知ることができる。それゆえに保険契約者はすすんで欠点を改善し、表定料率表の標準に合致させることにより、火災損害の減少をはかることが可能となる。同時に、料率の引下げをはかることが可能となった。

さらに、料率の標準化により、安易な料率切り下げと不公平な料率競争を減少させたと言える。しかしながら、何よりも、保険料のうちの純保険料（保険原価）の算出に一定の合理的基準を付与した点は、保険経営上の大きな収穫であったと言わねばならない。なぜなら、過去の料率競争による保険者の倒産は、科学的な危険分析を通じての、適正な保有額の決定と保険原価の算定に一定の合理的基盤を欠いていたからに他ならなかったからである。

3. ムーア表 (Moore Schedule) の成立とその特質

ムーア表 (Moore Schedule) は、商工物件総合表 (Universal Mercantile Schedule) 等とも呼ばれ、火災保険において用いられた最初の表定料率方式である。このムーア表は、F. C. Moore を中心とする保険業者のグループにより作成され、1893年から使用された。この方式は、現在なお米国東部および南部を中心に約半数の州で使用されている¹⁰⁾。

ところで、当初作成された料率表¹¹⁾ そのものは、広く採用されるには至らなかったが、それを基盤に、現在の多くの料率表が完成された。つまり、当初の

方式が著作権で保護されていないこともあって、多くの変更、修正が加えられ今日に至っているのである。そこで本節では、東部の現行方式を中心に、ムーア表の体系を考察しよう。

この料率表は、商工物件に対する料率規定を行うことを当初の目的としていた。しかしながら、この基準は広く建物の料率算定に援用されるに至っている。このムーア表は、標準都市 (Standard City) における標準建物 (Standard Building) について基本料率 (Key-rate) を定め、これに対して種々の状況から一定の割増、割引を行い、最終料率を算定しようとするものである。

まず、標準都市については、原型では、一定規格の水道設備、消防隊、建築法、道路状況、警察制度等を規定し、過去の損害率等について規定を設けた¹²⁾。この規定に合致する標準建物につき、基本料率を保険金額 100ドルにつき 25セント (2.5%) と定めた。しかしながら現行の都市表の概念は、全米火災保険業者協会 (National Board of Fire Underwriters, N. B. F. U.) により規定され、その分類表により各都市の基本料率が決定されている。つまり、これにより、各都市の相対的な状況を測定する方法が開発されたのである。この分類表の概要は表 (1) の通りである。

この表によると、9種の主要危険を列挙しこの分類の下に、それぞれの基準を規定している。たとえば、給水に関しては、消火栓の性能についての規定がなされた。また、都市については、欠点が500点以下であれば第1等級に、4,500点を越えれば第10等級に規定される。危険の種類に関しては、そのウェイトは等しくはなされていない。つまり、このウェイトは判断にもとづいて行われているのである。たとえば、最悪の都市として想定される合計5,000点の欠点の中には、1,700点が給水に、550点が火災警報装置に、50点が警察組織にという具合に配分されている。この欠点の合計が都市の等級を決定づけることになる。表 (1) ではB市およびE市の例が示されているが、料率は、時の経過とともに変化するものであり、都市名は記載されていない。

しかしながら、この表の危険分類は、有形・無形の危険分類をすべてカバーしているとは言えない。そこでニューヨーク州やテキサス州では独自の分類表

表 1 N. B. F. U. による都市表の概要⁽¹³⁾

都市の等級	欠 点	相対的価値		B 市	E 市		
			点数	クラス	点数	クラス	
1	0— 500		143	(1)	253	(2)	
2	501—1,000		290	(2)	705	(5)	
3	1,001—1,500		104	(2)	317	(6)	
4	1,501—2,000		0	(1)	5	(1)	
5	2,001—2,500		78	(4)	19	(1)	
6	2,501—3,000	給 水…1,700 消 防 所…1,500 警 報… 550 警 察… 50 法 律… 200 危 険 順 位… 300 建 築 状 況… 700 気 候… … 不均衡項目調整… (divergence)	101	(4)	166	(6)	
7	3,001—3,500		186	(3)	308	(5)	
8	3,501—4,000		91	…	54	…	
9	4,001—4,500		…	…	54	…	
10	4,501—5,000		…	…	54	…	
			5,000	993	(2)	1,881	(4)

を使用している。各都市は、上述のそれぞれの等級を利用して基本料率を規定することができる。その基本料率は「標準」建物(“standard” building)についてのみ適用される。この標準建物は煉瓦造または石造で、一定の壁厚を有し、屋根、床、天井、エレベーター、階段、照明、暖房等にいたるまで一定の規格が定められているが、それは「標準」というより、むしろ理想に近いものである¹⁴⁾。その結果、多くの場合、上述の規格以下となり、料率算定上、一定の金額が基本料率に対して加算される。

一方、割引に関しては、一定の比率で行われる。その論拠は、危険の度合いが高くなればなるほど、優れた特徴や諸々の装置の利点は大きくなるという考え方に立脚している。表(2)は、東部における現行ムーア表の概要である。基本料率に建築上の欠陥について割増が課され、さらに一定の危険事情についても割増が加えられる。次に職業表(Occupancy Table)により、職業別の割増が加えられる。つぎに、消防火上の好ましい点につき、上記までの料率の合計に対して、一定割合の割引が行われる。さらに、当該建物やその収容動産が隣接の建物から受ける外的危険、つまり延焼危険(exposing risks)について割増が行われる。そして50%以上の共同保険条項を付帯する場合は割引を、それ以下

表(2) 東部における現行ムーア表の概要⁽¹⁵⁾

基本料率 (Key Rate).....		\$ 0.10
建築上の欠陥		
タイル壁の空壁.....	\$ 0.10	
その他の欠陥.....	\$ 0.09	\$ 0.19
危険事情 (Hazards)		
占有者割増.....	\$ 0.03	
その他の欠陥.....	\$ 0.18	\$ 0.21
職 業		
製箱工場.....	\$ 0.10	\$ 0.10
割 引		
鉄製非常火災避難装置.....	3%	
夜 警.....	7%	
スプリンクラー付地階.....	20%	
	30%	— \$ 0.18
延焼危険.....		\$ 0.20
職種別調整(Class adjustment).....		\$ 0.07
管理上の欠陥.....		\$ 0.20
共同保険料率.....		\$ 0.89
均一料率.....		\$ 0.97
		\$ 2.75

の場合には割増がなされる。つまり、英米においては、実損填補方式が行われており、これに対応して、一般に共同保険条項が付けられる。この50%という基準は、当初の実情から判断されたものである。これに均一料率、すなわち一種の判断料率を加えたものの合計が当該建物の保険料率となる。

上述の方式は、東部における現行のムーア表の概要であるが、原型より、かなり簡略化されており、また、多くの修正が加えられ各都市で使用されている。

4. ディーン表 (Dean Schedule) の成立とその特質

ムーア表が公表され、使用されたのは1893年である。その約10年後に米国スプリングフィールド火災海上保険会社 (Springfield Fire and Marine Insurance Co.) の A. F. Dean により新しい料率表が公表された。この特徴は、ムーア表が商工物件に限定して作成され、これがさまざまに修正されて使用されていったのに対して、このディーン表は当初から総合料率表を旨として作成されたものである。つまりすべての火災危険の測定を目的とした総合料率表の形

態をとっている。これは火災危険比率測定分析表 (Analytic System for the Measurement of Relative Fire Hazard) または単に分析表、ディーン表などと呼ばれ、今日、米国の西部、中西部を中心とする約23州で使用されている。

ところで、このディーン表はムーア表が、F. C. Moore を中心とする委員会により作成されたのに対して、主として彼個人の研究成果によると考えられる。それ故、このディーン表は、ムーア表と異なり著作権所有となっている。この著作権は、1908年までディーンにより確保され、それ以降は、シカゴの西部保険統計局 (Western Actuarial Bureau) の責任者、J. W. Parker により継承された¹⁶⁾。この著作権所有の意図は、この料率書の使用に際し何等の変更も加えることを許さず、その結果、保険料に関する違反を防止することにあつたと考えられる¹⁷⁾。この点に関しては、ムーア表に加えられた多種多様な修正・変更と きわめて対照的である。

つぎにこのディーン表の成立経過にふれておこう。

A. F. ディーンの研究の直接の契機と言われているのは、1880年、ミズリー、カンサスおよびネブラスカの保険業者協会における講演「不規則な木造延焼危険」(Irregular Frame Exposures) である。これは彼の長年の火災危険の研究の中から、いくつかの原則を抽出したものとされている。1889年に保険会社の要請により、上述の原則を基礎に料率書を作成した。しかしながら、その料率書は複雑すぎて実用化されるに至らなかった。

ところで、1902年に彼は「木造建物、鉄製、レンガ張り建物およびその収容動産に対する延焼の諸法則と基本料率」¹⁸⁾ という一種の料率書を発行した。これは実務上の目的に合致しイリノイ州をはじめ、いくつかの州で直ちに採用された。さらに、翌年、彼はレンガ造建物およびその収容動産に対する基本料率を完成し、これも各保険会社に直ちに採用された。この二つの料率書は1903年6月に「火災危険の測定に関する商工物件料率上の延焼法則」¹⁹⁾ という名称で合本された。これは小都市における料率算出書として採用されていたが、大都市においてはその適用範囲を合理的に拡大する必要があつた。そこで1904年10月17日、彼は「火災危険比率測定分析表」(Analytic System for the Measure-

ment of Relative Fire Hazards) という題名で初版を発行した。また、1906年には大都市用の料率表が追加発行され、新しい問題の発生とともに次々と修正され今日に至っている²⁰⁾。

ところで、上述のディーン表は1906年4月18日のサンフランシスコ大火²¹⁾の発生を契機として各保険会社に急速に採用されていった。その直接の理由は、大火後の火災保険料率の全国的な上昇傾向に対して、火災保険会社の適正利潤と営業政策に関して広く一般の論議を引き起こした結果と考えられる。しかしながら、一方では20世紀以前のアメリカにおける火災保険料率は保険者間のたえざる過当競争の結果、政策的にたえず変更され、その結果、保険者間のみならず広く保険契約者をも争いの中に巻き込んでしまっていた²²⁾。このような諸般の事情から、料率形成上の基本原則の確立とその適用は急務となった。ムーア表に続くディーン表の出現は、まさにこうしたアメリカ火災保険事業の生成以来、1世紀半以上にわたる混乱を背景として成立したものであり、それ故、10年という保険史上きわめて短い期間にその使用が拡大されていったという事実は注目されてよい。

ところでムーア表およびディーン表はそれぞれ料率に客観性、科学的な論理性を付与することにより、適正な料率算定をはかることを主たる目的とした。そして、その方法は基本料率 (basis rate) に対して割増、割引を行うことにより最終料率を得るという点では同じであるが、いくつかの重要な点で異なる。

まずムーア表においては、原形では標準都市における標準建物という概念を用い基本料率を算定していた。これは現在では主として全米火災保険業者協会による都市表に置きかえられ、これと標準建物との対応により基本料率が算定されている²³⁾。これに対し、ディーン表においては建物を3種に分類し、それらをA, B, D級構造とした。A級構造 (A construction) とは外壁のみならず床や屋根にいたるまで耐火造である建物、B級構造 (B construction) は床、屋根が可燃性の準耐火造、D級構造 (D construction) は可燃性建物と分類した。そして、各々の都市の等級と建物の階数との組合せにより一定の危険率が形成される。たとえば、B級構造の10等級の都市における1階建の建物の基本率は

1.0, 2階建の場合は1.05という具合に基本料率表の母表 (Master Basis Table) から算出できる。これによって所在地危険と建物の基本的構造による危険とについての割増・割引は不必要となる。

次に、ムーア表においては、標準建物についてかなり優秀な建物を標準とした結果、割増計算の手数がかかったが、ディーン表においてはこの点を考慮して作成されている。つまり、消防設備のあまり良くない都市における床面積1,000平方フィートの1階建のごく普通の建物を標準とすることによって、料率計算を簡略化した。さらに、すでに述べたごとくムーア表においては割増は一定の金額で行い、割引は比率で行うこととしている。この理由は、ムーア表において基本料率に各種の割増、たとえば建築上の欠陥、危険事情 (Hazards) さらに職業に関して割増を行った時点で、その建物の料率が悪ければ悪いほど、良い特徴の効果は大きく、したがって割引はそれだけ大きくなるという点が考

表 (3) 現行ディーン方式の概要⁽²⁴⁾

		代替の基本料率
基本料率, 4階建	\$ 0.50	\$ 0.60
構造割増		
面積	20%	
外壁	6%	
天窓	4%	
階間口	24%	54%
職業割増		
発火割増		
製菓工場	25%	
ボイラーおよびエンジン	56%	
製果炉	20%	
湯わかし	48%	
可燃性割増	40%	
	<u>189%</u>	
	243%	
割引	\$ 1.22	\$ 1.46
標準的な非常火災避難装置	2%	
消火器	5%	7%等々, - \$ 0.12
延焼危険なし		- \$ 0.14
均一料率 (flat rate)		\$ 0.00
共同保険料率(85%)		\$ 0.00
	\$ 1.60	\$ 1.92
	\$ 1.36	\$ 1.63
	\$ 4.56	\$ 5.47

慮されている。これに対してディーン表においては、各種の割増、割引は原則として比率を用いている。これはムーア表の割増、割引方法が基本料率との関連において一貫性に欠けていた点を改良したものである。これによってディーン表においては基本料率が変わっても割増、割引を修正する必要はない。ただし、この方法が常に適当であるとは限らない。

表(3)は現行ディーン表の概要を示したものである。まず、基本料率表の母表 (Master Basis Table) から、ある州における当該建物の基本料率表が作成され、これによりその基本料率が算出される。つぎに、この建物の状況につき基本料率の項目の規格に対して、割増(割引)を行う。構造割増(割引)については、高さ、面積、屋根、床、外壁、天窓、階間口、階段等について規定し、基本料率に対して一定率の割増ないしは割引を行っている。

つぎに職業危険に対する割増が行われる。それぞれの職業危険は、職業割増表 (Occupancy Table) に規定されているが、アルファベット順に、3つの欄につき表示されている。その一部は次の通りである。

職 業 割 増 表⁽²⁵⁾

	(1)	(2)	(3)
101 広告業……………	10%	20%	D-3
102 農器具商……………	5%	10%	D-2
103 アルミニウム商品業……………	3%	5%	D-1

ところで、この職業割増表によると、すべての職業は三方面から分析されている。まず第(1)欄は発火可能性、第(2)欄は可燃性 (combustibility)、そして第(3)欄は動産の損害可能性 (damageability) を示している。上述の危険率の算定については、第(1)と第(2)欄については、建物と収容動産の双方が考慮されるが、第(3)欄については動産のみが考慮の対象となる。

これらの構造割増、職業割増は合計され、基本料率に示された一定額に乗じて表示される。前表では \$ 1.22 で表示されている。この金額に基本料率を加えた金額、すなわち \$ 1.72 が、その建物が一定の職業に使用される場合の建物の料率となる。

以上までの料率について、もしその建物に各種消火設備、夜警等の私設の防火対策のある場合、または建築上、優れた特徴のある場合割引が行われる。

つぎに、延焼危険が測定され、一定の割増を行う。この延焼危険の割増の標準は隣接建物の料率およびその建物からの距離が考慮される。もし周囲に延焼危険のある建物が全く存在しない場合、上例のごとく割増は0となる。その他に当該建物について容易に改良可能な欠点、たとえば、危険物の貯蔵、灰の取扱い、などについて、一定の割増表により最終割増を行う。この最終割増は、他の割増と異なり、比率によらず金額により行われる。この方法は、基本料率に対して行われる他の割増、割引の原則を破壊するものであるが、それはこの最終割増が、料率計算の最終段階において介入してくるものであり、それ故に料率計算の体系を乱すことなく処理されるという理由による。さらにもう一つの理由は、この改良がなされた場合、当該割増は控除され、容易に原体系の料率にもどるためである。これに共同保険料率が加算され、当該建物の料率は4.56ドル（基本料率が0.60ドルの場合は、5.47ドル）となる。

以上が現行ディーン表の料率算出方法の概要であるが、分析的料率算定方式のもつまぎままな長短を有していると言える。つまり、火災危険事情に関する分析は、きわめて精密に行われているが、料率の算定、とくに割増、割引の率については、統計的基礎をもたない。すなわち、いかなる比率で諸々の危険事情が火災発生に結びつくかという点においては推測の域を出ないのである。この点に関しては、統計を基礎に危険率の算定を行う E. G. R. 表の提案がすでに1915年に行われている。しかしながら複雑すぎて実際に使用されたことはない。つまり統計的手法を基盤に料率表の作成を行うに際しては、気候、習慣、建築状況、産業形態などにつき特有な地域を十分に網羅し、さらに建物の構造上の特徴、職業、収容動産などについて、ほとんど無数の可能な組合せを十分カバーするような、実行可能な分類を行うことの困難性がある。この点に関しては電子計算機の登場により計算上の諸問題は単純化されたが、すべての物件の危険率を統計から分類せんとする基本的課題は解決されていない。E. G. R. 表の目ざす分類の料率表は、前二者の表定料率表に欠除する合理性の証明を統計に

より行わんとするものであったが、理想的な手法とも考えられる統計による分類的料率算定方法の実施は困難である。

現行方式では、料率算定方式に関しては上述のごとく「推定」ないしは「判断」の占める割合はきわめて高く、これを方法論的にいかに客観性を備え、かつ実用性を具備するか、この点に関しては今後の課題であろう。

5. 火災保険料率に関する規制と料率算定協会の発展

米国において、19世紀末から20世紀初頭にかけて出現した表定料率表 (schedule rating) は、保険会社の要請たる科学的料率算定方法を目ざしたものであった。これらの料率表は各種建物および動産についての精密な危険分析を行い、それぞれの料率を算出したという点で従来の料率表から大幅に進歩した画期的なものであったといえる。一方、その危険率ないしは料率算定にいたる過程において、統計上の基盤を有せず、推測的であるという分析方式のもつ欠陥も存在する。しかしながら実行可能な点で有用性をもち、さまざまな修正を経て今日に至っている。

ところで、この方式は成立以降、各州の保険制度の中にかく組み込まれていったのか、各種の保険規制との関連の上で若干の考察を行ってみよう。

まず一般的には、適正で公平な料率に対する大衆の要望は、20世紀初頭以降きわめて高く、これに伴い各州の保険規制が厳格になっていった点が指摘できる。

まず第一に、1909年のカンサス州における保険監督官 (superintendent of insurance) の権限強化が注目される。すなわち、この年にカンサス州は法令により、火災保険会社に対して、営業活動全般にわたる一般基本計画書 (general basis schedules) の提出を義務づけ認可制とした。同時にその内容の変更についても厳格で、変更実施の10日前までに保険監督官の認可を義務づけた²⁶⁾。さらに、このカンサス法は、料率の高低に関し、監督官の判断により随時報告の義務を保険会社に課し、合理的な料率の採用を義務づけた²⁷⁾。また一方では、州保険局の規定した料率に不満な場合、当事者は裁判所への提訴により解決をはかるべく規定した²⁸⁾。

ところで、このカンサス法は他州へもかなりの影響を及ぼした。たとえば、翌年の1910年、ルイジアナ州およびテキサス州は、州料率局 (state rating boards) を設置し、料率の制定および公表に関する一切の権限を付与された。これに基づき、テキサス州は翌1911年ムーア表による基本料率表 (schedule of basis rates) を発行した。この料率表が、当面する料率の混乱に対していかなる効果を持ち得たか、明確な記録がないが、州料率局により個々の危険に対して、表定料率による料率が適用されていた点、従来分類式料率と異なり、一般の注目を引いたという。

この年、マサチューセッツ州は料率に関する訴訟委員会 (board of appeals) を設置し、不当な料率に関する審議を当委員会に委ねた。

ところで、上述の一連の保険監督行政強化の動きは、1913年に至り、一つの集約的な結果をもたらした。それは大多数の州が、保険会社に対して料率に関する各種基本表 (basis schedules of rates) を提出させ、保険局の介入および差別禁止法 (anti-discrimination laws) の適用により、各種の検査を行うという規定であった²⁹⁾。これは主として、ウィスコンシン州保険監督官の Herman L. Ekern³⁰⁾ による当時の混乱した料率問題に関する調査に端を発している。彼の主張は要約すると、州営保険 (state insurance) の実施にあり、民間会社に対しては料率をはじめとする厳格な監督、適正な料率の維持、さらに、建造物の規制による火災予防などがあげられる。彼は1911年に「ウィスコンシン州議会火災保険調査委員会」(Wisconsin Legislative Fire Insurance Investigating Committee) を設置し、1913年に当委員会は、次の33項目にわたる勧告を行った³¹⁾。

- (1) 料率は危険事情 (hazard) に従って定められるべきこと。
- (2) 差別 (Discriminatory) および不合理な料率の禁止。
- (3) 各保険会社は、1ないしはそれ以上の調査 (料率算定) 機関の認定により料率決定が行われるべきこと。
- (4) 料率は表定料率表 (schedules) により作成されるべきこと。
- (5) 料率は不変のものとして課されるべきこと。

- (6) 明細書 (descriptions) は一定の形式によるべきこと。
- (7) 用式 (Blanks) は一定の形式によるべきこと。
- (8) 日報は当局 (bureau) の検印を要す。
- (9) 料率および割増は保険監督官 (Commissioner of Insurance) または特別委員会 (special commission) により検査さるべきこと。
- (10) 旧料率は新料率の設定までは上限の料率たるべきこと。
- (11) 保険会社間の了解事項は、一般大衆に有益で、公開されたるものであれば法定化さるべきこと。
- (12) 利益処分は、損失の公告 (notice) および証明 (proof) によりなさるべきこと。
- (13) 保険契約者は未経過保険料に関し諸請求者 (claimants) に優先さるべきこと。
- (14) 未認可の保険会社の保険証券は無効たるべきこと。
- (15) 保険会社は同一地域に一代理店のみを有すべきこと。
- (16) 代理店は免許制たるべきこと。
- (17) 新設代理店は行政事務委員会 (civil service commission) を経て、保険当局 (board) の検査を受くべきこと。
- (18) 代理店は45日以内に保険料支払なき場合、保険証券を取消すべきこと。
- (19) 代理店は45日以内に月次残高 (monthly balances) を支払うべきこと。
- (20) 保険会社は支払手数料を報告すべきこと。
- (21) 新設代理店に対する手数料は制限さるべきこと。
- (22) 旧代理店に対する手数料は漸次減少さるべきこと。
- (23) 保険料が1%以上の料率の場合、手数料なきこと。
- (24) 損害査定人は有資格者にて、すべての損害査定を報告すべきこと。
- (25) 定期検査 (periodical inspection) は消防局長 (fire chief) により行われるべきこと。
- (26) 当該所有者 (Owners) は消防局長に火災報告を行うべきこと。
- (27) 火災部 (Fire department) は消防署長による検査済証明のある場合

のみ保険金の支払いを行うべきこと。

- (28) マッチの製造および販売は制限さるべきこと。
- (29) 消防および油類検査業務は保険局に統一さるべきこと。
- (30) 検事総長は放火事件を起訴すべきこと。
- (31) 州当局は各種検査に協力すべきこと。
- (32) 州議会の委員会は、州の建築法および都市計画法を調査すべきこと。
- (33) 保険局における収入と費用の規定。

以上が、ウィスコンシン州議会火災保険調査委員会 (Wisconsin Legislative Fire Insurance Investigating Committee) による勧告の要約である。この1913年の勧告以来、多くの州において上記の勧告が立法化されていった。とくに表定料率表 (schedules) の採用をはじめとする料率の合理性の追求は、ムーア方式ないしはディーン方式の採用を法律上義務づけるに至った。

ところで、法制化されていったもののうち、州政府の監督の下にある料率算定機関 (Rating Bureaus) の設立は重要である。すなわちすべての保険会社は料率算定機関の会員たることを義務づけられた。料率算定機関の設立は5社を必要とし、州の保険監督官に毎年一定の手数料支払を義務づけられた。さらに保険監督官は、州当局の規定に照らして、当該機関の免許取消しを行う権限を有していたが、算定機関の側も免許取消しの前に、その問題について審査を受ける権利を与えられた。この算定機関は、各種の内規および会員間のすべての同意事項にいたるまで監督官に報告すべき義務を負った。また保険監督官は3年に一度、当該機関を監査し、料率算定に関して詳細な調査を行った。また、この機関は、特別に料率算定が行われたすべての危険について、調査書類の作成が義務づけられた。そしてそれぞれの調査対象につき、基本料率、割増、割引の表示が要求された。

ところで、この料率算定機関の設置とともに、いくつかの州に料率監査部 (stamping office) の設置が義務づけられた。この料率監査部の任務は料率算定機関の下部機構として、料率の維持を目的とした監査組織である。具体的には、各代理店から送付されてくる日報 (daily reports) について、料率を中心

に監査を行い、不適正な場合には訂正が要求された。この二つの組織は、州当局の監督の下に料率の安定、維持に貢献した。また料率に関する保険会社と州保険局との対立は、当然それを通して達成される利益が合理性を有するか否かという点にあった。このため、州営保険 (state insurance) の実施の主張さえなされるに至った。このような料率に関するさまざまな議論は、20世紀初頭以降のアメリカにおいて、上述のごとく主として3つの観点すなわち、表定料率表による料率の算定、監査に関する組織の整備、そして州保険局の権限強化、の3点から保険の近代化をもたらした。つまり、公正かつ適正な料率の追求と制度上の規制の強化が、当時の混乱した状況から必然的に要請され、推進されていったと考えられるのである。

ところで1913年のウィスコンシン州議会火災保険調査委員会 (Wisconsin Legislative Fire Insurance Investigating Committee) の勧告以来、料率および料率制度が各州において確立されていったが、そのほとんどが当調査委員会の勧告に沿って制度化されていったと考えられる。

そこで、次に上記の観点から現行のニューヨーク州における料率算定協会の特質について論じよう。

ニューヨーク州の料率組織は他州の立場を代表していると考えられる。すなわち、料率算定協会 (rating bureau) の主たる業務は、料率を設定し、すべての会員に料率に関する情報を提供し、当該規約に従うブローカーとも関係を保ち、かつ保険契約者に対して料率についての情報を提供することにあるとされている³²⁾。この算定機関は保険局に対して厳格な監督を受ける。すなわち、設定された料率に対しては保険局の認可を必要とし、会員はその料率ないしは保険局により修正された料率に拘束される。さらに算定協会は保険局による一定の監査を義務づけられている。

ところで、現在、ニューヨーク州における料率算定協会は「ニューヨーク火災保険料率算定協会」(New York Fire Insurance Rating Organization) がある。これはニューヨーク州に設立されている唯一の料率協会であるが、ニューヨーク市の中央事務所の他に4箇所の支部を有している。会員は株式会社220

社、相互会社25社が主たるもので、その他に2～3の相互組合 (reciprocals) を有している³³⁾。この協会は、会員たる保険会社の年間保険料収入の一定割合および協会の業務に対する収入により運営され、年間費用は約1,500,000ドルとされている。この金額は、引受純保険料 (net premiums written) の0.75%に相当する³⁴⁾。

つぎに、この料率協会は、大規模なところでは、火災保険事業に関する検査 (inspection) および料率設定 (rating) を中心に各種の権限を有している。その業務内容は、6つの一般部門により分担されている³⁵⁾。すなわち、(1) 料率部 (Rating Department)、(2) スプリンクラー危険部 (Sprinkler Risk Department)、(3) 料率監査部 (Stamping Department)、(4) 計算部 (Counter Department)、(5) 技術部 (Engineering Department)、(6) 供給部 (Supply Department) の6部門である。これらの業務内容を具体的にみても、まず、(1) の料率部は、スプリンクラー付以外の危険物件を検査し、料率の算定を行い、危険の改善のための勧告を行うとされている。つぎに(2) のスプリンクラー危険部は、スプリンクラー付危険物件に限定して、その検査および料率の算定を行う。(3) の料率監査部は、主として代理店から送付される日報の検査を、料率を中心に行う。違反物件に関しては修正を要求し一定期間内に修正されない場合、罰金を課す等の罰則規定を設けている。(4) の計算部は、設定された料率およびその構成内容に関する情報提供を行い、(5) の技術部は、防災に関する検査および等級づけを主たる業務としている。さらに(6) の供給部が、上記各部門の成果たる各種料率表、用式、認定書等を各代理店に提供する。

以上が料率算定協会の一般的な業務内容である。なお、この協会の管轄範囲は一州全域にわたるものが大部分で、30州余がこれに該当する。残りは3～8州にわたる範囲を管轄している。

ところで、上述の算定協会は、前述の1913年の勧告に沿って設立されたものである。その組織は保険会社を中心に結成されたもので、保険局の強力な監督の下に上記の機能を通して保険会社間の協力、防火活動、州当局と一般大衆と

の調整活動を行う。この点、19世紀の料率協会とはかなり性格が異なる。つまりそれらは、端的に言えば、業者間協定により料率低下の防止を目的としていた³⁶⁾。こうした性格が、今世紀以降、協定禁止法、反トラスト法等により払拭され³⁷⁾、料率の合理性と保険局、保険会社、契約者間の調整的機能が重視されるに至っている。同時に、州保険局の権限の強化、つまり、全保険会社に対する営業免許の認定、監督、料率の認定等を通じての監督行政の強化が注目される。

6. 結 論

火災保険の開始されたごく初期の段階において、危険の分類は、わずか2～4階級にしか区分されず、他の危険要因の分析は全く行われなかった。この単純な状況から、非常に詳細で複雑な危険分析が行われ、従来の分類式料率表から表定料率表が成立した。この表定料率表は、火災危険を詳細に分析し、個別に調査して基本料率を設定し、割増、割引を行う方法であるが、その際、それぞれの異なった種類の危険に対応して表定料率が定められている。この表定料率による料率算定は、現在、米国の保険料収入の75%以上を占めるにいたっている。このうち、ムーア表による料率表は現在、アメリカの東部と南部を含む約25州で、ディーン表によるものは西部と中西部における約23州で採用されている。この両者は、それぞれさまざまな修正を受け、極端な場合にはその区別が困難なものさえ見られるほどである³⁸⁾。それ故、本稿では、両者を代表する現行料率表の特質を考察した。

ところで、この表定料率表は、料率に合理性、客観性を付与し、保険原価の算定に合理的基準を与えんとしたものであった。この点に関しては、従来の方式からすれば、飛躍的な前進であると言える。しかしながら分析的料率算定方式のもつ欠陥、つまり料率算定の根本において統計的基礎を有せず、現行方式では「推定」の介入する度合いはきわめて高い点が指摘される。この点、その理論的な解決策と実用性が今後の課題となる。

この二つの表定料率表は、その成立後、アメリカ各州で、いかに制度化され

ていったか、これが本稿での次の研究課題であった。要約すれば、この料率表は、その合理性と実用性の観点から、1910年代にいたり急速にその採用が義務づけられるにいたった。つまり、当時の混乱した状況は必然的に州保険局の権限強化をもたらし、組織的な側面の整備とともに、火災保険経営の中心的課題たる適正な料率算定方式が義務づけられるに至っている。

具体的には、1909年のカンサス州における保険監督官 (superintendent of insurance) の権限強化に始まり、翌1910年にはルイジアナおよびテキサス州の州料率局 (state rating boards) の設置となって現われた。これは1913年に一つの集約の結果として、大多数の州の保険局の介入強化となって結実している。とくに、1913年の「ウィスコンシン州議会火災保険調査委員会」(Wisconsin Legislative Fire Insurance Investigating Committee) の勧告は、料率の合理化のみに止まらず、保険局の強化、建築法、都市計画法の調査にまで歩を進めている。

ところで、この勧告の主旨は現在、保険局の強力な監督下にあり、かつ保険会社間の組織である「料率算定協会」(rating organization) の主要任務でもある。すでにみた「ニューヨーク火災保険料率算定協会」(New York Fire Insurance Rating Organization) の機能は、保険会社の組織たる料率算定協会が自ら調査・調整・監査機能を有するまでに至っている。この点、19世紀の料率協会が主として料率協定を中心に機能していたのとは性格を異にする。われわれはここに、料率の合理性、実用性の追求と共に、それを支える制度上の整備の進展を、20世紀初頭以降の特質として指摘できるのである。

<脚注>

- 1) Robert Riegel & Jerome S. Miller, "Insurance Principles and Practices" 5th Ed. 1966, p. 566.
- 2) なお、この分野に関しては以下の文献に詳しい。
Henry A. Oakley, "Early Records of Fire Underwriting in New York" 1919,
Ketcham, "Essentials of the Fire Insurance Business," 1922.
Hardy, "The making of the Fire Insurance Rate," 1926.
Zaltman, "Yale Readings in Insurance", 1909.

- 3) Robert Riegel & Jerome S. Miller, op. cit., p. 566.
- 4) 種類別料率については次の文献を参照。
Mowbray, Blanchard, Williams, "Insurance," 1969, p. 428,
Mehr & Cammack, "Principles of Insurance," 1972, p. 652,
Riegel & Miller, op. cit., pp. 566-567.
- 5) Riegel & Miller, op. cit., p. 567. (
- 6) たとえば、住宅については次の通り、左の数字はコード・ナンバーである。

住宅	レンガ造	木造
029 建物……………	.09	.13
009 収容動産……………	.19	.22

(Riegel & Miller, op. cit., p. 567)

- 7) その他に最近の表定料率表には G.T. Forbush による "Normal Rating System" や Daw Schedule, L & L (Larter & Lemmon) Schedule などがあるが、一度も採用されることがないという。
- 8) Riegel & Miller, op. cit., p. 571. 参照, なお両方式は地域によりその区別が困難なほど変形している場合があるが、そのほとんどはいずれかの原則に従っている。
- 9) C. W. Burpee, "History of the Hartford Fire Insurance Company," 1910, p. 13.
- 10) Mehr & Cammack, op. cit. p. 653 参照
- 11) ムーア表の原形については次の書に詳しい。
F. C. Moore, "Fire insurance and how to build," 1903,
Hardy, op. cit., Ketcham, op. cit., Zartman & Price, op. cit.
滝谷善一「火災保険論」昭和11年。
石田祐六「米国に於ける火災危険の研究と料率の構成」昭和23年。
加藤由作「火災保険論」昭和25年。
- 12) 損害率については具体的には、過去5年の各火災保険会社の損害が、保険金額1,000ドルにつき1年間に5ドル以下の都市と規定した。
- 13) Riegel & Miller, op. cit., p. 579 参照。
なお、この表は料率表そのものの写しではなく、料率算定方法の概要を示したものである。
- 14) たとえば、当初のムーア表では建物の面積については、1890年頃の標準である2,500平方フィート以下と規定したが、高さは4階以下、煉瓦壁の場合の厚みは最上部12インチ以上、一階下ると共に4インチ増、屋根は不燃性等々、細部にわたり標準規格を定めたが、これは標準というよりきわめて高級な部類に属し、したがって建物の料率算定に際しては、多くの場合、割増が課せられる結果となる。この傾向は現在では各州とも改善されていると考えてよい。
- 15) Riegel & Miller, op. cit., p. 573.
- 16) J. W. Parker, "Analytic System for the Measurement of Relative Fire Hazard," 1914, および Ketcham, op. cit., p. 272, p. 281, Riegel & Miller, op. cit., p. 574. 参照。
- 17) 石田裕六, 前掲書, 81頁参照。
- 18) 原文は "Exposure Formulas and Basis Tariff for Frame, Ironclad and Brick veneered Building and Contents" である。(Ketcham, op. cit., p. 280)

- 19) 原文は“Mercantile Tariff Exposure Formulas for the Measurement of Fire Hazards”である。(Ketcham, op. cit. p. 280)
- 20) Ketcham, op. cit., pp. 280-281.
石田裕六, 前掲書, 78-79頁参照。
- 21) このサンフランシスコ大火は地震に起因する大火として有名である。同時に一般に認められていた地震免責条項の適用範囲について種々の論争を引き起した。
Mehr & Cammack, op. cit., pp. 756-757. 参照。
Ketcham, op. cit., p. 50, 281 参照。
- 22) 拙稿「19世紀中葉のアメリカ火災保険事業」(関西大学商学論集第19巻3, 4号) 224-225頁。
- 23) Riegel & Miller, op. cit., p. 572 参照。
- 24) Riegel & Miller, op. cit., p. 575. //
- 25) Riegel & Miller, op. cit., p. 576. //
- なお、職業割増についてディーン表ではとくに細かく分析しており、現行2,000種の職種を区分し、ディーン表全250頁の約半分を費している。
- 26) Ketcham, op. cit., p. 58 参照。
- 27) カンサス州は、これによりディーン表の採用が拡大されたと考えられる。
- 28) Ketcham, op. cit., pp. 58-59.
- 29) Ketcham, op. cit., p. 59 参照。
- 30) 彼はウィスコンシン州保険局の責任者として、当時のマサチューセッツ州の Cutting, Hadison, ニューヨーク州の Hotchkiss, Emmet, Hasbruck, ノースカロライナ州の Young, ミシガン州の Palmer, Winship, イリノイ州の Potts と共に有能な保険人の一派を形成していたとされる。
- 31) Ketcham, op. cit., pp. 61-62 参照。
- 32) Riegel & Miller, op. cit., p. 590.
- 33) Riegel & Miller, op. cit., p. 591.
- 34) このニューヨーク州の例を一つの標準として推定すれば、アメリカにおける料率算定協会の運営費用は、年間約5,000,000ドルに達すると考えられる。(Riegel & Miller, op. cit., p. 591 参照)
- 35) Riegel & Miller, op. cit., p. 591.
- 36) 拙稿「19世紀後半におけるアメリカ火災保険事業」(関西大学商学論集第19巻第5, 6号) 113頁-118頁
- 37) 協定禁止法 (anti-compact law) を最初に通過させたのは1883年のオハイオ州である。以後1893年までに約10州が同法を成立させ、他方では厳格な反トラスト法も規定された。(Ketcham, op. cit., p. 275)
- 38) Riegel & Miller, op. cit., p. 571.